# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当支給事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大潟村は、児童手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣 言する。

特記事項

### 評価実施機関名

大潟村長

#### 公表日

令和7年5月30日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	児童手当支給事務				
②事務の概要	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人情報を用いることとなる。なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。				
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル名					
受給者台帳情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表(81の項)				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(74、75の項)				
5. 評価実施機関における	· 担当部署				
①部署	福祉保健課				
②所属長の役職名	福祉保健課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求				
請求先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111				
9. 規則第9条第2項の適用	目 [ ]適用した				
適用した理由					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和7年5月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人以上	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 施機関については、それ	] いぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及でのである。 3) 基礎項目評価書及でのである。 書又は全項目評価書において、リス	ド全項目評価書 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
o 柱ウ畑   棒製の ] エ/k	生物担併さい ローク	マンフェナナ 体でも	7 エナ吟ノ )		
2. 特定個人情報の入手(作	<b>育報徒供不ツトリーク</b>	ン人ナムを通した。			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	<b>ა</b>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを選	<b>重じた提供を除く。)</b>	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手) [ 〇	) ]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		[ ]	人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠			<選択肢>		
THE WILL					
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[ ]:	全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	の利用及び特定個人情報の扱	提供に関する条例」に	ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 より、特定個人情報等の適正な取り扱いのために各 じているとともに対策は十分であると考えられる。		

#### 変更箇所

<b>天</b> 文文 回 7	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5. 評価実施期 間における担当部署 ②所属 長の役職名	住民生活課長 田中誠悦	住民生活課長	事後	特定個人情報保護評価指針の様式内容の変更に伴う
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属 長の役職名	住民生活課長	福祉保健課長	事後	組織再編による
	IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
	IIしきい値判断項目 1.対象 人数及び2.取扱い数 いつの 時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和7年5月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
令和7年5月30日	3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法別表第一(56の項)	番号法第9条第1項及び別表(81の項)	事後	法令の変更のため
	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(74、75の項)	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)情報提供主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「児童手当法」を含む項のうち本事 務に該当するもの(106、107の項) (3)情報提供主務省令第108条、第109条 [情報提供の根拠】 (1)番号法19条第8号 (2)情報提供主務省令の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「児童手当関係情報」が「きまれる項(42、125、141、161の項) (3)情報提供主務省令第44条、第127条、第143条、第163条	事後	法令の変更のため
令和7年5月30日	基礎項目評価書様式変更	記載なし	様式追加	事後	